

福岡県公報

平成二十六年十月三日
第三千六百三十三号
増刊 ①

目次

告示 示(第八百四十九号)

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課)……………一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)……………一

再掲

○福岡県麻葉中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

(業務課)……………二

告示

福岡県告示第八百四十九号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める

平成二十六年十月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱(平成二十三年五月福岡県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までに発生したキウイフルーツかいよう病(Psa3系統)(以下「キウイフルーツかいよう病」という。)に関する利子助成金等の交付対象者は、キウイフルーツかいよう病により被害を受け、災害対策資金を借り受けた農業者とする。

3 第一項の規定にかかわらず、キウイフルーツかいよう病に関する利子助成及び利子補給の期間については貸付実行日から五年とする。

第七条中「第三条第二項各号」を「第三条第四項各号」に改める。

平成26年4月1日 から平成27年3月 31日までに発生し たキウイフルーツ かいよう病(Psa3 系統)	特別資金 (公庫)	公庫金利※1	公庫金利× 1/2	公庫金利× 1/2	0
	経営安定 資金 (農協)	農業近代化資金 の基準金利※3	農業近代化 資金の基準 金利×1/2	農業近代化 資金の基準 金利×1/2	0

別記第一の三(三)及び第二の二(三)中「第三条第三項各号」を「第三条第四項各号」に改め、別記第二の四(一)中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、別記第二の四(五)中「第三条第三項第二号」を「第三条第四項第二号」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

一 病院 小倉南区の項中

沼本町病院

沼本町一―九―三九

を

特別養護老人ホーム遠賀園 特別養護老人ホーム遠賀園(ユニツト)	〃 〃 浅木三、一八、一	に改める。
特別養護老人ホーム遠賀園	〃 大字浅木二四〇七、四	を
軽費老人ホーム師吉荘	〃 〃 師吉七三九、一	に改め、
特別養護老人ホーム仙寿苑	〃 二丈深江二二九、一	を
特別養護老人ホーム富寿園テラス	〃 瀬高町松田四八、一	に改め、
特別養護老人ホーム常照苑	〃 高田町上楠田二二三七番地	を
特別養護老人ホーム悠生園 特別養護老人ホーム悠生園(ユニツト)	大野城市中二、一五、一五 〃 中二、一五、一五	に改め、
特別養護老人ホーム悠生園	大野城市中二丁目五番五号	を
特別養護老人ホーム宝生園さくら館	〃 北野町鳥巢字浜三六、一	に改め、
有料老人ホームさわやかこすもす館	〃 北野町今山二	を
沼本町病院 介護老人保健施設小倉南ヴィラガーデン(ユニット)	〃 〃 沼本町一、九、三九 葛原東二、一四、二	に改め、

二 老人ホームの項中

再 掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年九月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十七号

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則
福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和三十八年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。